

補正収支予算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当初予算額	補正額	補正後予算額	備考
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入	(400)	(0)	(400)	
基本財産運用収入	400	0	400	
②特定資産運用収入	(0)	(0)	(0)	
特定資産運用収入	0	0	0	
③会費収入	(58,752)	(840)	(59,592)	
維持会員会費収入	58,752	0	58,752	
日台ビジネス交流推進委員会参加費	0	840	840	注3
④事業収入	(2,970)	(0)	(2,970)	
運転免許証翻訳事業収入	2,970	0	2,970	
⑤補助金収入	(2,334,836)	(0)	(2,334,836)	
国際友好団体補助金収入	1,471,946	0	1,471,946	
国際文化交流団体補助金収入	691,907	0	691,907	
海外市場調査事業補助金収入	91,394	0	91,394	
中小企業海外情報提供等事業補助金収入	70,936	0	70,936	
貿易経済交流事業補助金収入	8,653	0	8,653	
⑥受託事業収入	(79,305)	(0)	(79,305)	
産業財産権制度基盤整備事業受託収入	74,423	0	74,423	
海上保安関係調査事業受託収入	4,882	0	4,882	
⑦負担金収入	(9,164)	(0)	(9,164)	
研修参加負担金収入	9,164	0	9,164	
⑧寄付金収入	(0)	(8,094)	(8,094)	
寄付金収入	0	0	0	
日台ビジネス協議会寄付金収入	0	8,094	8,094	注3
⑨雑収入	(11,300)	(0)	(11,300)	
利息収入	200	0	200	
在外手数料収入	4,000	0	4,000	
雑収入	7,100	0	7,100	
事業活動収入計	2,496,727	8,934	2,505,661	
2. 事業活動支出			0	
①事業費支出	(2,970)	(2,835)	(5,805)	
運転免許証翻訳事業勘定支出	2,970	0	2,970	
日台ビジネス交流推進委員会勘定支出	0	2,835	2,835	注3
②補助事業費支出	(2,413,976)	(0)	(2,413,976)	
国際友好団体事業勘定支出	1,533,258	0	1,533,258	
国際文化交流促進勘定支出	691,907	0	691,907	
海外市場調査事業勘定支出	91,394	0	91,394	
中小企業海外情報提供等事業勘定支出	80,100	0	80,100	
貿易経済交流事業勘定支出	17,317	0	17,317	
③受託事業費支出	(79,305)	(0)	(79,305)	
産業財産権制度基盤整備事業勘定支出	74,423	0	74,423	
海上保安関係調査事業勘定支出	4,882	0	4,882	
④管理費支出	(26,920)	(0)	(26,920)	
管理人件費等支出	22,920	0	22,920	
在外事務所管理費支出	4,000	0	4,000	
事業活動支出計	2,523,171	2,835	2,526,006	
事業活動収支差額	△ 26,444	6,099	△ 20,345	

(単位:千円)

科 目	当初予算額	補 正 額	補正後予算額	備 考
Ⅱ. 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入	(0)	(0)	(0)	
①基本財産投資有価証券等償還等収入	0	0	0	
②投資有価証券等償還等収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出	(0)	(0)	(0)	
①基本財産投資有価証券等取得支出	0	0	0	
②投資有価証券等取得支出	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
Ⅲ. 予備費支出	10,000	0	10,000	
当期収支差額	△ 36,444	6,099	△ 30,345	
前期繰越収支差額	0	330,915	330,915	
次期繰越収支差額	△ 36,444	337,014	300,570	

- (注) 1. 収支予算書は、当年度より「公益法人における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ)に示された3区分の様式により作成している。
2. 前年度予算額は、前年度の収支予算書の科目を当年度予算額の科目に対応させて組み替えて表示している。
3. 日台ビジネス協議会解散に伴う同会からの寄付金の受入れ及び日台ビジネス交流推進委員会委員の参加費による日台ビジネス交流推進委員会の事業を、平成21年5月31日に特別会計を設置し、実施するものである。

別 記

次の表に掲げる項目において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる支出金額を増加することができる。

項 目	事 由	支 出 金 額
貿易経済 交流事業	当該補助事業の変更に伴う事業費収入の増加	当該事業に必要な経費
運転免許証 翻訳事業	運転免許証翻訳業務収入の増加	運転免許証翻訳業務委託に必要な経費
管 理	在外事務所手数料収入等の増加	在外事務所業務諸費等に必要な経費